

平成28年度

札幌市雇用対策協定に基づく
事業計画

札幌市

北海道労働局

1 趣旨

札幌市（以下、「市」という。）と北海道労働局（以下、「労働局」という。）は、これまでも各区役所に身近な就労支援の拠点となる「あいワーク」を順次設置するなど、市の雇用環境の改善に協力して取り組み、多くの求職者の就職を実現してきた。

市では、今後の人口減少に対応する地方版総合戦略として、「さっぽろ未来創生プラン」を策定し、地域が必要とする人材の確保・育成、子育てしながら働ける環境の整備に取り組むこととしている。

地域の抱える課題の解決に向け、こうした取組をより実効性のあるものとするためには、これまで以上に市と労働局の連携を強めることが必要であることから、平成 28 年 3 月 9 日に「札幌市雇用対策協定」を締結した。

今後は、この協定に基づき、市及び労働局は、雇用に関する施策が一体的かつ効果的に実施されるよう「札幌市雇用対策協定に基づく事業計画」を定め、相互連携のもと雇用対策を推進するものとする。

連携に当たっては、各々が実施する施策に関して情報・意見交換会を実施するなど、互いの理解を深めるための取組を推進するとともに、ここに定める取組以外の事項に関して連携・協力が必要な場合には、相互に要請を行うことができるものとし、要請に対しては、市長及び労働局長は、誠実に対応するものとする。

2 協定に基づく雇用施策

重点項目1：「求職者に対する就労支援」

札幌圏における有効求人倍率は改善傾向にある中で、活動期間が長期化する求職者に対する就労支援や、特定の業界・業種における人材不足の深刻化等、依然として山積する雇用課題に対し、きめ細かな対応が必要な情勢が続いている。

また、平成27年前後をピークとして、市の人口は減少局面に入り、今後、経済規模の縮小や税収の減少など様々な課題の発生が予測されているところであり、人口の流出防止などの労働力確保に向けた取組が必須となっている。

(1) 身近な区役所等を活用したきめ細かな就労支援

市と労働局は、全10区の区役所等に設置しているワンストップ窓口（「あいワーク」及び「札幌市就業サポートセンター」）において、連携して求職者への支援を実施する。その際、求職者に係る情報については、平成24年8月に締結した「個人情報保護協定」により、引き続き本人の同意の上、共有する。

また、市の就業サポートセンターを通じて把握した求人情報に基づき、ハローワークが求人開拓を実施し、各あいワークのハローワーク窓口等においても職業紹介を行うなど市内の企業と求職者のマッチング機能の強化を図る。

【労働局が実施する業務】

- ・ 職業相談員等（国）による職業相談・紹介を実施する。
- ・ 求職者に対して、市が行う就労支援事業に関する情報提供及び誘導を行う。
- ・ 市からの情報提供により開拓した求人について、充足支援サービスを行うとともに充足数等の情報を市に提供する。

【市が実施する業務】

- ・ 職業相談員（市）による就労相談を実施し、必要に応じてあいワーク内のハローワーク窓口への誘導を行う。
- ・ 各就労支援機関が実施する支援事業についての周知・情報提供を行う。
- ・ 市が開拓した求人に関して、各あいワークのハローワーク窓口等においても職業紹介等が可能となるよう情報を提供する。

■ 目標 ■

あいワークの利用者数 114,500人 あいワークにおける就職者数 5,080人

(2) 人口還流に向けた取組の実施

市では将来を担う 20 代の若年層による道外への転出超過が続いている。転出先としては東京圏が最も多いが、進学や就職を機に転出した若者の中には U ターンを希望している者も少なくない。そこで、市は東京都内に就職支援窓口を設置し、労働局の協力を得ながら、若年層等の U I J ターンの推進を図る。

【労働局が実施する業務】

- ・ U I J ターンの求職者を歓迎する企業情報や求人情報を市へ提供するとともに、札幌市と連携して U I J ターンに資する求人開拓を実施する。
- ・ U I J ターン希望者のわかものハローワークによるフォローアップを実施する。
- ・ 労働局の全国ネットワークを活かし、市の就職支援窓口、学内説明会、合同企業説明会の周知・広報を実施する。

【市が実施する業務】

- ・ 新卒者などの U I J ターン希望者を対象とした就職支援窓口を東京都内に設置し、職業相談・紹介、市内中小企業の情報提供を実施する。
- ・ 市内企業への事業周知を行い、東京圏での採用活動を支援する。
- ・ 東京圏の大学などを訪問し、市内企業の学内説明会や合同企業説明会を開催する。

(3) 求職者への企業の魅力発信とマッチング支援

市内企業の 9 割を占める中小企業においては、人手不足感がある一方で、中小企業についての情報が求職者へ十分伝わっていないことから、市と労働局は積極的な企業情報の提供を行う。

【労働局が実施する業務】

- ・ 「若者応援宣言企業」、「ユースエール認定企業」制度を推進し、宣言、認定企業の企業情報の周知を行うとともに、札幌市と共催で宣言企業、認定企業による企業説明会を開催する。
- ・ 市が実施する中小企業の人材確保に向けた取組みについて、ハローワークの求人者等に周知・情報提供を行う。

【市が実施する業務】

- ・ 求人の未充足に悩む企業が求職者に対して自社の魅力をアピールすることを目的としたイベントを、就業サポートセンターにおいて開催する。
- ・ 市内企業への就職を促進するため、民間の就職支援サイト等を活用し、企業情報の掲載を実施するとともに、中小企業の採用力強化を支援する。

(4) 若年非正規労働者等に対する正社員就職に向けた支援

おおむね 35 歳以下の求職者のほか、正社員での就業を希望しているにもかかわらず非正規労働に従事している若年者に対して、必要な能力や社会人基礎力を身に付けるための研修や職場実習等を実施する。これらを通じて、正社員又は正社員への転換の可能性がある市内企業への就職を支援する。

【労働局が実施する業務】

- ・わかものハローワークにおいて、セミナー、個別支援等を実施し就職を支援する。
- ・市が実施する取組みについて、ハローワークに登録している求職者・求人者等に周知・情報提供を行う。

【市が実施する業務】

- ・研修、きめ細やかなマッチング及び職場実習を実施する。

重点項目2：「女性に対する総合的な就労支援」

「さっぽろ未来創生プラン」に掲げる「結婚・出産・子育てを支える環境づくり」を実現するためには、女性が様々なライフイベントを経ても働き続けられる職場環境を整備することが求められている。

また、人口減少社会の中で不足する労働力人口を補う意味においても、政令指定都市の中で人口に占める女性の割合が一番高い一方、女性の有業率は政令指定都市の平均を下回っている（平成24年度就業構造基本調査）という本市の状況からすると、女性の活躍推進は特に注力していく必要がある。

【労働局が実施する業務】

- ・マザーズハローワーク札幌において、求職者個々の状況に応じ、担当者制などによる就労支援を実施する。
- ・市が行う「子育てママ再就職支援事業」において、セミナー講師の派遣や事業参加者との個別相談等の就労支援を実施するとともに、事業周知など求職者への情報提供を実施する。
- ・市が行う「女性社員の活躍応援事業」において、事業参加者との個別相談等の就労支援を実施するとともに、事業周知など求職者へ情報提供を実施する。

【市が実施する業務】

- ・「子育てママ再就職支援事業」において、各区での子育て女性向けセミナーや採用意欲のある企業での職場体験を実施する。
- ・「女性社員の活躍応援事業」において、女性の継続就労に向けた女性社員・企業向けセミナーを実施する。

■目標■

「子育てママ再就職支援事業」職場体験参加者のうち
就職に至った割合 50%

重点項目3：「企業誘致による雇用機会の拡大」

市が道都として発展し、北海道全体の発展に貢献するためには、都市としての魅力づくりに加え、札幌の将来を担う若い世代をはじめとした市民が、地元で安心して生活できるよう雇用の場の確保が必要である。

そのため、企業と積極的に接触を図り、企業誘致による雇用機会の拡大を進めるとともに、市民の就職実現に資するよう企業と求職者のマッチングを図ることが重要である。

(1) 誘致に向けた情報提供の実施

立地を検討する企業に対して、市は、労働局の協力を得て、地域の労働市場の状況など、必要な情報を提供する。

【労働局が実施する業務】

- ・市の要請に基づき、地域の労働市場の状況、求職者の動向、職種ごとの賃金などの情報を提供する。
- ・立地を検討する企業に対しては、活用可能な雇用関係の助成金制度について周知を行う等、市と一体となって企業誘致に取り組む。

【市が実施する業務】

- ・立地を検討する企業が求めている労働市場情報や人材に関する情報を把握し、企業とハローワークとの情報交換のための調整を行う。

(2) 誘致企業の人材確保の支援

誘致企業において新たな雇い入れが必要な場合には、市と労働局は連携し、企業の人材確保に向けた各種支援に取り組む。

【労働局が実施する業務】

- ・市から誘致企業の求人情報の提供を受け、求人開拓や求人受理、職業紹介を行うとともに、誘致企業に対して地域雇用開発奨励金等の活用相談を行うなど、人材確保に向けた支援を実施する。
- ・誘致企業の求めに応じて、人材確保を目的とした面接会等を開催する。

【市が実施する業務】

- ・誘致企業の雇用情報について、労働局に情報提供を行う。